

特集にあたって (特集 発展途上国から見た地球環境問題)

著者	寺尾 忠能, 大塚 健司
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	160
ページ	2-2
発行年	2009-01
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004844

発展途上国から見た地球環境問題

特集にあたって

寺尾忠能・大塚健司

国際社会が環境問題に目を向ける契機となったのは、一九七二年にストックホルムで開かれた国連人間環境会議である。その二〇年後、一九九二年にはリオ・デ・ジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開かれ、地球規模の環境問題が国際政治の表舞台にたった。本誌の前身である『アジア研ニュース』で発展途上国の環境問題がとりあげられたのはちょうどこの地球サミットの前後であった（参考文献①、②）。また本誌では、地球サミットから一〇年後、二〇〇二年にジョハネスバーグで開かれた「持続可能な開発に関するサミット」を受けて、やはり発展途上国の視点から特集を組んでいる（参考文献③）。

本特集はこれら一連の特集から基本的な問題関心を受け継ぎながら、近年の地球環境問題、とりわけ地球温暖化問題をめぐる国内外における関心の高まりを受けて、企画されたものである。二〇〇七年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）とゴア前米副大統領がノーベル平和賞を受賞、二〇〇八年には北海道洞爺湖にてG8サミットが開かれ、八年ぶりにホスト国と

なった日本は温暖化問題に関するリーダーシップをとるべく、各国政府首脳との協議を行った。こうした国内外の政治社会動向を反映してか、ここ一兩年は、テレビでもNHKをはじめとして、温暖化関連の自然環境への影響や社会経済的対策に関する特集番組があふれている。

気候変動、温暖化対策についての発展途上国の立場は、基本的には問題が顕在化し始めてから一九九二年の地球サミットまでの国際交渉で確立した「共通だが差異のある責任」原則に基づき、国際社会の排出削減の基本的な枠組みである一九九七年の京都議定書でも発展途上国は排出削減の義務を負わなかった。しかし、中国、インドのような経済開放、自由化により急速な経済成長を実現する大国の出現、低所得国の貧困問題の深刻化、化石燃料を代替するときされるバイオエタノールと食糧生産との競合など、発展途上国の立場も多様化し、取り巻く国際社会の環境も、大きく変化しつつある。温暖化に代表される地球環境問題に対して、どのような対策を、どのような手法で、誰がどの程度の費用を負担して行く

か、国際的な合意は難しい。発展途上国が経済開発を進めながら、どのような形で対策に取り組み、費用を負担することが可能かが問われ続けている。

（てらお ただよし／アジア経済研究所新領域研究センター、おつか けんじ／同新領域研究センター）

《参考文献》

- ① 『アジア研ニュース』一九九〇年一／二月号特集「第三世界の環境問題」（藤崎成昭編『発展途上国の環境問題―豊かさの代償・貧しさの病』アジア経済研究所、一九九二年）。
- ② 『アジア研ニュース』一九九二年九月月号特集「一九九二年地球サミットと途上国」（藤崎成昭編『地球環境問題と発展途上国 開発と環境シリーズ2』アジア経済研究所、一九九三年）。
- ③ 『アジア研ワールドトレンド』二〇〇三年一月号特集「開発と環境の一〇年―リオからジョハネスバーグへ」。